

1 経緯

本市では、市民のスポーツとレクリエーションの振興を図り、市民の健康と体力の増進に資するとともに市民生活の向上を目指す拠点として、平成19年4月に和光市総合体育館を開設いたしました。

総合体育館については、高いサービス提供、効率的な運営を求め、開設時から指定管理者制度を導入し、施設の運営を行っています。

現指定管理者による第三期の指定期間は、令和4年3月31日までであるため、本来であれば、令和4年4月1日からの5年間となる第四期の指定期間の指定管理者の指定について、公募での選定を行うところです。

しかし、令和4年度に総合体育館において、特定天井改修及び照明LED化工事を計画しているため、公募による選定により指定管理者が変更となった場合、総合体育館を運営しながらの安全性の確保が難しいことが想定されます。

工事の実施、利用者の安全の両立が求められる特殊な運営体制に対応するため、第四期の指定期間を1年間に限定し、選定方式を随意選定、随意選定先については、現指定管理者を候補者とししました。

現指定管理者が随意選定に足る候補者であることを審査するため、令和3年10月8日（金）に和光市総合体育館指定管理者選定委員会を開催し、申請者から提出された申請書類の審査及び公開ヒアリングを実施しました。

審査の結果、現指定管理者を令和4年4月1日から令和5年3月31日の1年間、和光市総合体育館指定管理者の随意選定による候補者とししましたので、ここにその結果を報告します。

2 選定の経過

- | | |
|--|-----------|
| (1) 和光市総合体育館指定管理者選定委員会設置要綱の告示 | 9月 6日（月） |
| (2) 和光市総合体育館指定管理者選定委員委嘱・任命 | 10月 1日（金） |
| (3) 和光市総合体育館指定管理者選定委員への
和光市総合体育館指定管理者選定基準及び選定評価書の
意見確認依頼 | 10月 1日（金） |
| (4) 和光市総合体育館指定管理者選定基準及び選定評価書につき、
委員の意見を反映したものとして確定 | 10月 7日（木） |
| (5) 和光市総合体育館指定管理者選定委員会開催 | 10月 8日（金） |
| (6) 和光市総合体育館指定管理者選定委員会審査報告書提出 | 10月11日（月） |

3 選定審査

選定委員会は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の2第6号「公の施設の管理上緊急その他やむを得ない事情があるとき。」に該当すると判断したため、選定方式を随意選定とすることが妥当であると判断しました。

また、随意選定先を現指定管理者とするにあたり、随意選定による候補者としての適正性について現指定管理者を評価するため、次の表のとおり、評価項目とその項目ごとに点数を配分し、評価点の合計を100点とし、選定評価書を作成しました。

そして、各委員の評価点の平均をもって現指定管理者の評価点とし、基準点を80点と定め、かつ、各項目における評価点の最低基準点を決めました。基準点は、前期に総合体育館の指定管理者を選定した際の基準点70点に10点を加算した厳しい評価となります。

なお、合計点が基準点及び各項目の点が最低基準点に満たない場合は、随意選定による候補者と認めないこととし、現指定管理者が、同条例第4条の2の第5号「現に指定管理者として公の施設の管理を行っている団体を当該公の施設の指定管理者の候補者として選定するとき。ただし、その管理の状況が極めて良好であることが客観的かつ定量的に認められる場合に限る。」に該当するかについての審査を行いました。

< 評価項目及び配点 >

①指定管理者としての適正(30点)※最低基準点9点

項	目	配点
(1)	施設の管理運営に対する理念、基本方針	10点
(2)	安定的な人的基盤や財政基盤	10点
(3)	実績や経験など	10点

②管理運営計画の有効性(30点)※最低基準点9点

項	目	配点
(1)	施設の設置目的の達成に向けた取り組み	15点
(2)	利用者の満足向上	15点

③管理運営計画の効率性(10点)※最低基準点3点

項	目	配点
(1)	指定管理業務に係る費用	5点
(2)	収入の増加に向けた創意工夫	5点

④適正性(10点)※最低基準点3点

項	目	配点
(1)	管理運営体制など	5点
(2)	平等利用、安全対策、危機管理体制など	5点

⑤改修工事の施工に関する事項(20点)※最低基準点6点

項	目	配点
(1)	改修工事の施工に関する事項	20点

※合計が基準点80点を満たすこと

合計 100点

4 選定結果及び選定理由

(1) 選定結果

随意選定による候補者 セイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体

85.4点

(2) 選定理由

選定委員会において、提出書類、公開ヒアリングのプレゼンテーションの内容、質疑応答を受けて、選定基準に基づき評価を行った結果、委員5名の平均点85.4点でセイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体が基準点を超えたので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの和光市総合体育館指定管理者の「随意選定による候補者」とします。

(3) 講評

現指定管理期間にかかる管理運営体制が、良好であると確認でき、令和4年度に行われる改修工事においても工事内容を理解して、入場者の安全な利用に資する体制が構築され、かつ、その期間における施設の有効活用がなされることが十分に期待できることについて高く評価がされたものです。